

○国土交通省告示第三百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事  
・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 岐阜県養老郡養老町大跡字東畑、下笠字上市場及び字下市場、小倉字除下、字北新田、字南新田及び字古新田、有尾字有尾、一色字中島及び字上戸樋並びに横屋字西筋、字南筋、字江西及び字外新田地内

岐阜県海津市南濃町津屋字川東、字五反田、字総作、字澁田、字堤田、字ヌリ田道上及び字ヌリ田道下、志津新田字上屋敷割、字下屋敷割、字一番割、字二番割及び字杉池、志津字菖蒲原、字仲原、字横割、字山田及び字南山、徳田字奥田、字江南、字大原及び字大谷並びに庭田字北谷地内

三重県いなべ市北勢町二之瀬字澤ノ田、字日尾、字落シ川原、字荒田、字下ノ段及び字京ケ野、塩崎字雨堤、字空畑、字小山、字雑肴川及び字京ケ野、千司久連新田字下ノ丁、田辺字北山、字奥之谷、字幸増、字上川原、字柿ノ木、字野向及び字野畑、向平字東之原、字四辻及び字拾六代、下平字大野、字権現及び字野田、瀬木字松ノ下並びに阿下喜字北河原、字樋之口及び字八反田地内

2 使用の部分 岐阜県養老郡養老町大跡字東畑、下笠字上市場及び字下市場、小倉字除下、字北新田、字南新田及び字古新田、有尾字有尾、一色字中島及び字上戸樋並びに横屋字西筋、字南筋、字江西及び字外新田地内

岐阜県海津市南濃町津屋字五反田、字総作及び字堤田、志津新田字下屋敷割、字二番割及び字杉池、志津字菖蒲原、字仲原、字横割、字山田、字南山及び字総名池ケ谷、徳田字奥田、字江南、字大原及び字大谷並びに庭田字北谷及び字奥谷地内

三重県いなべ市北勢町二之瀬字御弁当谷、字佐風尾、字澤ノ田、字日尾、字落シ川原、字荒田、字下ノ段及び字京ケ野、田辺字奥之谷、字幸増、字上川原、字柿ノ木、字野向及び字野畑、塩崎字小山、向平字東之原及び字拾六代、下平字大野、字権現及び字野田、瀬木字松ノ下並びに阿下喜字北河原、字樋之口及び字八反田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、岐阜県養老郡養老町ロケ島字寺田地内の養老インターチェンジから三重県員弁郡東員町大字長深字抜井地内の東員インターチェンジまでの延長31.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道新設工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路、施工ヤード等の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものであること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、本件事業について、平成23年6月6日付けで機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同月8日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受け、平成24年4月17日付け等で機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同月20日付け等で国土交通大臣から変更許可を受けていること、起業者である国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道475号（有料道路名「東海環状自動車道」。以下「本路線」という。）は、名古屋市中心部から半径約30kmから40kmの間に位置する愛知県豊田市及び瀬戸市、岐阜県土岐市、美濃加茂市、関市、岐阜市及び大垣市並びに三重県いなべ市、四日市市等の都市を環状に結び、中部圏における地域間交流の拡大、地域産業等の活性化を促すとともに、中央自動車道西宮線、近畿自動車道名古屋神戸線等と連絡して広域的な高速交通ネットワークを形成することにより、環状である本路線内の交通混雑緩和、地域産業の支援等を目的とする延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する大垣市、いなべ市及び四日市市は、工業団地や企業集積地を擁し、中京工業地帯の一翼を担う製造業を中心とした工業が盛んな地域であり、製造された工業製品は、陸上輸送により関西方面や岐阜県東部、南部方面等へ輸送されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道258号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は物流等に広く利用されるとともに、養老町、海津市、桑名市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、海津市南濃町松山地内で11,822台／日、桑名市多度町香取地内で22,749台／日であり、混雑度はそれぞれ1.84、1.46となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、中央自動車道西宮線、近畿自動車道名古屋神戸線等と連絡することで、中部圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、また、岐阜県知事及び三重県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、それぞれ平成3年12月及び平成19年4月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足すると評価されており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成30年10月に、同法等に準じて任意で上記

の評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置等により当該基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオワシ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているハリヨ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、ノダイオウ等、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ハリヨについては、生息環境が改変されるおそれがあることから、沈砂池の設置等により濁水流入の低減を、キンラン及びエビネについては、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち9箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても三重県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づき2車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、岐阜県内については平成8年10月4日に都市計画決定され、平成19年4月24日に変更決定された都市計画等と、三重県内については平成4年1月21日に都市計画決定され、平成19年4月24日に変更決定された都市計画等と、それぞれ車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定

されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、岐阜県及び三重県内外の各都市を結ぶ中部圏における広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、岐阜県知事を会長とする東海環状道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県養老郡養老町役場及び海津市役所

三重県いなべ市役所

## 第6 収用又は使用の手續が保留される起業地

岐阜県養老郡養老町大跡字東畑、下笠字上市場及び字下市場、小倉字除下、字北新田、字南新田及び字古新田、有尾字有尾、一色字中島及び字上戸樋並びに横屋字西筋、字南筋、字江西及び字外新田地内

岐阜県海津市南濃町津屋字川東、字五反田、字総作、字澹田、字堤田、字ヌリ田道上及び字ヌリ田道下、志津新田字上屋敷割、字下屋敷割、字一番割、字二番割及び字杉池、志津字菖蒲原、字仲原、字横割、字山田、字南山及び字総名池ヶ谷、徳田字奥田、字江南、字大原及び字大谷並びに庭田字北谷及び字奥谷地内

三重県いなべ市北勢町二之瀬字御弁当谷、字佐風尾、字澤ノ田、字日尾、字落シ川原、字荒田、字下ノ段及び字京ヶ野、塩崎字雨堤、字空畑、字小山、字雑肴川及び字京ヶ野、千司久連新田字下ノ丁、田辺字北山、字奥之谷、字幸増、字上川原、字柿ノ木、字野向及び字野畑、向平字東之原、字四辻及び字拾六代、下平字大野、字権現及び字野田、瀬木字松ノ下並びに阿下喜字北河原及び字樋之口地内